

千葉県福祉サービス第三者評価の評価結果(2022年1月改訂版)

(保育所等)幼保連携型認定こども園

1 評価機関

名 称	特定非営利活動法人 ACOBA
所 在 地	千葉県我孫子市本町3-4-17
評価実施期間	令和5年11月1日～令和6年1月20日

2 受審事業者情報 * (保育園記入)

(1) 基本情報

名 称 (フリガナ)	ひまわりこども園 ヒマワリドモイ		
所 在 地	〒270-1404 千葉県白井市折立618-10		
交通手段	最寄りの鉄道駅(北総鉄道北総線「小室駅」または「白井駅」)から 約4km		
電 話	047-491-8384	FAX	047-491-8394
ホームページ	https://himawarikodomoen.com		
経 営 法 人	社会福祉法人ひまわり福祉会		
開設年月日	令和2年7月1日		
併設しているサービス	地域子育て支援事業・一時保育事業		

(2) サービス内容

対象地域	白井市及び近隣市町村							
定員		0歳児	1歳児	2歳児	3歳児	4歳児	5歳児	合計
	1号認定				3	4	4	11
	2号認定	6	12	14	14	14	14	74
	合計	6	12	14	17	18	18	85
敷地面積	1389, 09㎡			保育面積		686, 28㎡		
保育内容	0歳児保育	障害児保育	延長保育	一時保育	子育て支援			
	○	○	○	○	○			
健康管理	定期健康診断(内科・歯科)・身体測定							
食事	食育基本法に基づいた「保育所における食育に関する指針」に沿って調理							
利用時間	平日:7時00分~19時00分、土曜日:7時00分~17時00分							
休 日	日曜・祝日・年末年始(12月29日~1月3日)							
地域との交流	行事招待・施設訪問							
保護者会活動	運動会・発表会・プレゼント選び・夕涼み会の出店や手伝い 卒園式謝恩会							

(3) 職員(スタッフ)体制 * 専門職が、下記以外にあれば追記してください。

職 員	常勤職員	非常勤、その他	合 計	備 考
	19	17	36	常勤1名育休中含む
専門職員数	保育士(幼稚園教諭含む)	看護師	栄養士	
	23		1	
	保健師	調理員	その他専門職員	
		3	8	専門職員:講師他
	育休			保育士1名育休中
	1			

(4) サービス利用のための情報

利用申込方法	①1号認定＝園に直接申し込み ②2号・3号認定＝市へ申し込み	
申請窓口開設時間	8時30分～17時00分	
申請時注意事項	①1号認定＝園に直接お尋ねください ②2号・3号認定＝園または市へお尋ねください	
サービス決定までの時間	園または市へお尋ねください	
入所相談	随時、園または市へ	
利用料金	基本保育料は市が定める料金（実費弁償ほかは園にお尋ねを）	
食事料金	月額5,600円	
苦情対応	窓口設置	窓口：鈴木主幹保育教諭、責任者：富澤園長
	第三者委員の設置	川上喜史、藤咲克己

3 事業者から利用（希望）者の皆様へ ＊（保育園記入）

サービス方針 (理念・基本方針)	<p>理念 あそびとえほんを大切にひとりひとりによりそい大切に育てる</p> <p>目標 生活面：心身ともに健康で安全な育ちができる環境を整える</p> <p>保 育：あそびとえほんを大切に日々の生活や活動を通じて 子どもの主体性を育む保育</p> <p>連 携：家庭や地域社会との連携を大切にする</p>
特 徴	<p>教育及び保育の特徴</p> <p>○あそび・・・自然環境を活かしたのびのびとした保育。園庭遊び、お散歩、各年齢や発達に合わせた玩具の提供を心がけています。</p> <p>○園庭・・・メインの園庭・低年齢児用園庭・芝園庭の3つの園庭がありそれぞれで子ども達のがのびのびと遊んでいます。</p> <p>○えほん・・・各年齢ごとの発達年齢に応じたえほんの提供と保育教諭による読み聞かせを行う。</p> <p>○リズムあそび・・・対象：1歳児クラス～5歳児クラス</p> <p>○ひらがなあそび・・・対象：4歳児クラス～5歳児クラス</p> <p>○英語あそび・・・対象：5歳児クラス</p> <p>○体育あそび(安田式)・・・対象2歳児クラス～5歳児クラス</p>
利用（希望）者 へのPR	<p>ひまわりこども園ではひとりひとりの発達や成長をより深く理解し保育できるように心がけています。生活面では各年齢ごとに安心して過ごせるようお部屋の環境設定をしています。保育ではあそびと絵本を大切にしています。具体的には園周辺の自然環境を活かした戸外遊び、各クラス発達年齢に合わせた玩具の提供、日々の活動を通じて子どもが主体的にあそびが展開できるよう保育しています。</p> <p>園庭は子ども達が思いっきり遊べるよう3つ用意しています。今年度、千葉県自然保育認証制度を取得し外遊びを推奨した保育を展開しています。また、乳幼時期から絵本にふれたり、読み聞かせをすることは脳の発達や言葉の習得に繋がります。各クラスに発達年齢に応じた絵本を用意したり絵本コーナーを設けて絵本にふれる環境作りを整えています。また、園だけでなく家庭や地域社会と連携しながら保育に必要な情報をうまく活用し、子どもの育ちに活かしています。これらの取り組みを通じて就学に繋がられるよう保育しています。</p>

福祉サービス第三者評価総合コメント

特に力を入れて取り組んでいること

1. 絵本に親しむ活動

園内に入ると、木箱を積み上げたオブジェがひときわ目立つ絵本コーナーがある。ここはだれでも絵本を手に取り見ることができる。絵本は降園時に持ち帰り、翌日返却するルール。当コーナーは「絵本を通して親子の時間を大切にしてほしい。想像力を育ててほしい。みんなの本だから大切に扱うこと、借りたら返すというルールを身に付けてほしい」との園長の想いから生まれた。読みたい本をリクエストもできる。当園の保育は“あそびと絵本”を柱としている。「絵本の楽しさをもっと広げたい」と熱い想いを園長は語り、具現化に取り組んでいる。

2. 豊かな自然環境を活かした保育

広々とした敷地の中に建つ当園は二つの広い園庭をもつ。子ども達は園庭の築山を昇ったり降りたり、グラウンドを走ったりと自由にのびのびと遊んでいる。さらに周辺はのどかな自然林や田畑に囲まれているため、散歩コースとして園外にも出かけて、草原や湿地に生息する虫などを観察したりしている。この程、当園の自然体験活動が県から認められ「千葉県自然環境保育認証制度（普及型）」の認証を受けた。

3. 業務の見直し

職員の働きやすさは、快適に保育をする前提であり、事故や離職防止にも役立つと考えられる。保育職員から「休憩時間の確保が難しい」との意見があった。そこで、用務員を複数名雇用した。その結果、保育職員は昼食時に行っていた清掃業務から解放され、昼食時に休憩時間が取れるようになると共に、休憩時に保育現場から離れることができるようになった。職員から職場環境の改善を喜び反応があった。法人は“働きやすく楽しい職場になるように、できることから取り組んでいきたい”という考えのもと改善を進めている。

さらに取り組みが望まれるところ

1. 理念・基本方針などの整理

当園は「あそびと絵本」を中軸に据えて保育を進めていて、絵本コーナー設置による貸出しなどを行うなど努力がみられる。保育の基本方針や教育・保育目標も定めている。理念・方針・目標は園運営の柱であり、保護者・職員の共有すべき指針となる。当園の場合、理念ほかの定め方に各事項がやや混在している。園として念頭におく“理想的な保育のあり方”、理念実現に向けて実践する“具体的な保育姿勢”、育てほしい“子どもの姿”など、構成と区分を整理することが望まれる。

2. 個人情報保護規程の再整備と公示

「個人情報保護規程」を定め重要事項説明書に記載、保護者に示し同意書も得ている。重要事項説明書にも個人情報の取り扱いがていねいに説明されているが、保護者からの修正要請や開示請求についての手続きが明確に示されていない。整備した上で、ホームページやパンフレットにも掲載するよう勧める。

3. 園全体の保育の質向上を目指して

園長は、一人ひとりによりそい育てると同じ想いで保育するために、主任を軸に園内研修や日常的に疑問や不安を解決できる風土づくりをしていくことが必要だと考えている。チームで問題解決をする仕組みを作り上げるために、それぞれの職制の役割や、個々のスキルアップにつなげる自己評価の活用方法などの体系づくりを期待したい。

(評価を受けて、受審事業者の取り組み)

第三者評価の指摘事項

- ① 理念→方針→目標 という順番で考えるということと中身の整理をする
目標は「～な子～できる子」というこどもの姿を捉えて指し示す
- ② 理念は見える所に掲げる
- ③ 事業計画に中長期計画を載せる
- ④ どんな人材育成をしたいのか
→自己評価表に載せる
- ⑤ 人材育成計画
→新人が入社した時のオリエンテーション及びその後のフォローなど
- ⑥ 能力基準
→自己評価表や役職の評価表に載せる
- ⑦ 個人情報 開示請求があった場合どのようにするかを保護者に周知する
- ⑧ ホームページ記載の個人情報について当社という呼び方を当法人等適切な言い方に変える

以上の事が主な内容なので修正していきます。ご指摘ありがとうございました。第三者評価を受けたのは初めてでしたが指摘もそうですが職員アンケート及び保護者アンケートをしっかりと分析し修正すべきところは正して行きます。それが保育の質の向上に繋がると思っていますので実行していきます。また、評価員の方の対応がよく事務局をはじめ両評価員には大変お世話になりました。今回は大変良い機会に恵まれたと思います。次回受けた時に改善できるようにします。本当にありがとうございました。

福祉							
大項目	中項目	小項目	項目	標準項目			
				■実施数	□未実施数		
I	福祉サービスの基本方針と組織運営	1 理念・基本方針	理念・基本方針の確立	1 理念や基本方針が明文化されている。	3	0	
			理念・基本方針の周知	2 理念や基本方針が職員に周知・理解されている。	3	0	
				3 理念や基本方針が利用者等に周知されている。	3	0	
		2 計画の策定	事業計画と重要課題の明確化	4 事業計画が適切に策定され、計画達成のため組織的に取り組んでいる。	3	3	
			計画の適正な策定	5 施設の事業計画等、重要な課題や方針を決定するに当たっては、職員と幹部職員とが話し合う仕組みがある。	2	1	
		3 管理者の責任とリーダーシップ	管理者のリーダーシップ	6 理念の実現や質の向上、職員の働き甲斐等に取り組み指導力を発揮している。	5	0	
		4 人材の確保・養成	人事管理体制の整備	7 全職員が遵守すべき法令や倫理を明示し周知している。	3	0	
				8 人事方針を策定し、人事を計画的・組織的に行い、職員評価が客観的な基準に基づいて行われている。	2	2	
			職員の就業への配慮	9 事業所の就業関係の改善課題について、職員(委託業者を含む)などの現場の意見を幹部職員が把握し改善している。また、福利厚生に積極的に取り組んでいる。	5	0	
			職員の質の向上への体制整備	10 職員の教育・研修に関する基本方針が明示され、研修計画を立て人材育成に取り組んでいる。	3	2	
II	適切な福祉サービスの実施	1 利用者本位の保育	利用者尊重の明示	11 施設の全職員を対象とした権利擁護に関する研修を行い、子どもの権利を守り、個人の意思を尊重している。	4	0	
				12 個人情報保護に関する規定を公表し徹底を図っている。	2	2	
			利用者満足度の向上	13 利用者満足度の向上を意図した仕組みを整備し、取り組んでいる。	4	0	
			利用者意見の表明	14 苦情又は意見を受け付ける仕組みがある。	4	0	
		2 教育及び保育の質の確保	教育及び保育の質の向上への取り組み	15 教育及び保育内容について、自己評価を行い課題発見し改善に努め、教育及び保育の質の向上に努めている。	2	1	
			提供する保育の標準化	16 提供する教育及び保育の標準的実施方法のマニュアル等を作成し、また日常の改善を踏まえてマニュアルの見直しを行っている。	4	0	
		3 教育及び保育の開始・継続	教育及び保育の適切な開始	17 保育所等利用に関する問合せや見学に対応している。	2	0	
				18 教育及び保育の開始に当たり、教育及び保育方針や内容を利用者に説明し、同意を得ている。	4	0	
		4 子どもの発達支援	教育及び保育の計画及び評価	19 保育所等の理念や保育方針・目標に基づき全体的な計画が適切に編成されている。	4	0	
				20 全体的な計画に基づき具体的な指導計画が適切に設定され、実践を振り返り改善に努めている。	5	0	
				21 子どもが主体的に活動できる環境が整備されている。	6	0	
				22 身近な自然や地域社会と関わられるような取組みがなされている。	4	0	
				23 遊びや生活を通して人間関係が育つよう配慮している。	6	0	
				24 特別な配慮を必要とする子どもの教育及び保育が適切に行われている。	6	0	
				25 在園時間の異なる子どもに対して配慮がなされている。	4	0	
				26 家庭及び関係機関との連携が十分図られている。	3	0	
				子どもの健康支援	27 子どもの健康状態、発育、発達状態が適切に把握し、健康増進に努めている。	4	0
				28 感染症、疾病等の対応は適切に行われている。	3	0	
		5 安全管理	環境と衛生	29 食育の推進に努めている。	5	0	
環境及び衛生管理は適切に行われている。	3			0			
事故対策	31 事故発生時及び事故防止対策は適切に行われている。			4	0		
6 地域	地域子育て支援	32 地震・津波・火災等非常災害発生時の対策は適切に行われている。	5	0			
		33 地域ニーズを把握し、地域における子育て支援をしている。	5	0			
計				125	11		

保育所等 項目別評価コメント

(利用者は子ども・保護者と読み替えて下さい)

標準項目 ■整備や実行が記録等で確認できる。 □確認できない。

評価項目	標準項目
1 理念や基本方針が明文化されている。	<ul style="list-style-type: none"> ■理念・基本方針が法人・保育所等の内部文書や広告媒体（パンフレット、ホームページ等）に記載されている。 ■理念・基本方針から、法人、保育所等が実施する教育及び保育の内容や法人、保育所等の使命や目指す方向、考え方を読み取ることができる。
<p>(評価コメント) 理念や基本方針は、ホームページやしおりに記載されていて、教育・保育の方向や考え方がわかる。こども園としての教育・保育の基本的な原則も盛り込まれている。しかし、「理念」「方針」は、「教育・保育目標」を含め、やや混在する部分があるので区分を見直し理解しやすくすることが望まれる。</p>	
2 理念や基本方針が職員に周知・理解されている。	<ul style="list-style-type: none"> ■理念・方針を事業所内の誰もが見やすい箇所に掲示し、職員配布文書に記載している。 ■理念・方針を会議や研修において取り上げ職員と話し合い共有化を図っている。 ■理念・方針の実践を日常の会議等で話し合い実行面の反省をしている。
<p>(評価コメント) 理念・方針は掲示及び「職員共通理解」に書き込まれている。自己評価で理念・方針を確認することによって周知と理解が深まってきている。日常の会議や研修の中でも触れるようにしている。</p>	
3 理念や基本方針が利用者等に周知されている。	<ul style="list-style-type: none"> ■契約時等に理念・方針が理解しやすい資料を作成し、分かりやすい説明をしている。 ■理念・方針を保護者に実践面について説明し、話し合いをしている。 ■理念・方針の実践面を広報誌や手紙、日常会話などで日常的に伝えている。
<p>(評価コメント) 園の「しおり」に理念・方針を記載し、説明している。入園前の見学時には案内しながら、理念・方針に触れて保育実践について説明している。入園後も重要事項説明書に記載の理念・方針については、毎年確認を保護者をお願いし周知している。園だよりを毎月発行し、時に理念・方針に基づき人権擁護や日常生活上の注意事項などを記載している。</p>	
4 事業計画が適切に策定され、計画達成のため組織的に取り組んでいる。	<ul style="list-style-type: none"> □中・長期事業計画を踏まえて策定された事業計画が作成されている。 □事業計画が具体的に設定され実施状況の評価が行える配慮がなされている。 □理念・基本方針により重要課題が明確にされている。 ■事業環境の分析から重要課題が明確にされている。 ■現状の反省から重要課題が明確にされている。 ■運営の透明性の確保に取り組んでいる。
<p>(評価コメント) 保育界の動静を探りながら現在までの環境整備や運営をしてきたので、課題を捉え対応を進めてきた側面がある。事業計画は策定されているものの具体的な評価をもとに組織的に取り組んでいるとは言い難い。園の視点や実践は今まで適切に進められてきた結果と思えるので、今後は事業計画のもとに課題を明確し具体的計画の達成を目指すことが望まれる。</p>	
5 事業計画等、重要な課題や方針を決定するに当たっては、職員と幹部職員とが話し合う仕組みがある。	<ul style="list-style-type: none"> ■各計画の策定に当たっては、現場の状況を把握し、職員等の参画や意見の集約・反映のもとに策定されている。 ■方針や計画、課題は会議や研修会等にて説明し、全職員に周知されている。 □年度終了時はもとより、年度途中にあっても、あらかじめ定められた時期、手順に基づいて事業計画の実施状況の把握、評価を行っている。
<p>(評価コメント) 保育実践については現場職員の参加する会議などでの意見・要望を踏まえて進めている。重要な事項の決定についても理事等に確認の上、決定している。重要な課題や方針については、会議や研修会等を利用して職員に周知もしている。事業計画を策定した際には、実施状況の把握と評価の仕組みを作られる事を望みたい。</p>	
6 理念の実現や質の向上、職員の働き甲斐等に取り組み指導力を発揮している。	<ul style="list-style-type: none"> ■理念・方針の実践面の確認等を行い、課題を把握し、改善のための具体的な方針を明示して指導力を発揮している。 ■職員の意見を尊重し、自主的な創意・工夫が生まれやすい職場づくりをしている。 ■研修等により知識・技術の向上を図り、職員の意欲や自信を育てている。 ■職場の人間関係が良好か把握し、必要に応じて助言・教育を行っている。 ■評価が公平に出来るように工夫をしている。
<p>(評価コメント) 自己評価の際に毎年確認するようにしている。理念実現にむけた保育実践については、方針を示すと共に、職員が意見等を表明しやすくなるように会議を小区分にするなどして工夫している。県保育協議会の研修で発表するなど研修にも積極的姿勢がみられる。評価については園長・主任・副主任で評価会議を開催するなどして公平性を確保している。</p>	
7 全職員が遵守すべき法令や倫理を明示し周知している。	<ul style="list-style-type: none"> ■遵守すべき法令や倫理を文書化し、職員に配布されている。 ■全職員を対象とした、法令遵守と倫理に関する研修を実施し、周知を図っている。 ■プライバシー保護の考え方を職員に周知を図っている。
<p>(評価コメント) 「職員共通理解」と題した実務マニュアルを作成し職員に配付。同書には、理念・方針、サービスの在り方、日常業務内容、接遇などについて記載し周知に努めている。法令遵守の方針を制定し、職員が守るべき基本を示している。全国保育士会の「人権擁護のためのセルフチェックシート」を使って、職員が子どもの人権を尊重することを学び、体得できるよう進めている。</p>	

8	人事方針を策定し、人事を計画的・組織的にを行い、職員評価が客観的な基準に基づいて行われている。	<input type="checkbox"/> 人材確保・定着・育成の方針と計画を立て実行している。 <input checked="" type="checkbox"/> 職務の権限規定等を作成し、職員の役割と権限を明確にしている。 <input type="checkbox"/> 評価基準や評価方法を職員に明示し、評価の客観性や透明性の確保が図られている。 <input checked="" type="checkbox"/> 評価の結果について、職員に対して説明責任を果たしている。
(評価コメント) 人材の確保や育成をはかろうとする一定の方針は意識されているが、人事方針として計画策定はなされていない。職務の役割分担は具体的に明示されている。評価については、基準や明示された評価方法は確立されていない。園長が職員の個人面談を行い、評価について口頭で伝えることは実施している。		
9	事業所の就業関係の改善課題について、職員(委託業者を含む)などの現場の意見を幹部職員が把握し改善している。また、福利厚生に積極的に取り組んでいる。	<input checked="" type="checkbox"/> 担当者や担当部署等を設置し職員の有給休暇の消化率や時間外労働のデータを、定期的にチェックしている。 <input checked="" type="checkbox"/> 把握した問題点に対して、人材や人員体制に関する具体的な改善計画を立て実行している。 <input checked="" type="checkbox"/> 職員が相談しやすいような組織内の工夫をしている。 <input checked="" type="checkbox"/> 職員の希望の聴取等をもとに、総合的な福利厚生事業を実施している。 <input checked="" type="checkbox"/> 育児休暇やリフレッシュ休暇等の取得、ワーク・ライフ・バランスに配慮した取り組みを行っている。
(評価コメント) 有給休暇などの休暇管理は園長等が行い、必要な調整をしながら希望に添うように処理されている。個人面談時のほか、職員から相談がある場合は都度受け入れていれ解決できるよう図っている。エプロンやジャージの無償提供や懇親会の開催、「園長賞」などを設けて励ますなど福利厚生に努めている。		
10	職員の教育・研修に関する基本方針が明示され、研修計画を立て人材育成に取り組んでいる。	<input type="checkbox"/> 中長期の人材育成計画がある。 <input type="checkbox"/> 職種別、役割別に能力基準を明示している。 <input checked="" type="checkbox"/> 研修計画を立て実施し、必要に応じて見直している。 <input checked="" type="checkbox"/> 個別育成計画・目標を明確にしている。 <input checked="" type="checkbox"/> OJTの仕組みを明確にしている。
(評価コメント) 人材育成計画はまだ立てられていない。職員の職種毎の役割は明確にされているが、その能力基準は作成されていない。研修についてはOJTのほか、計画のもとに園内・外研修を実施している。個別育成については、キャリアアップ研修の対象職員を明確にして受講計画を立てるなどして人材育成に取り組んでいる。		
11	全職員を対象とした権利擁護に関する研修を行い、子どもの権利を守り、個人の意思を尊重している。	<input checked="" type="checkbox"/> 子供の尊重や基本的人権への配慮について勉強会・研修を実施している。 <input checked="" type="checkbox"/> 日常の援助では、個人の意思を尊重している。 <input checked="" type="checkbox"/> 職員の言動、放任、虐待、無視など行われることの無いように、職員が相互に振り返り組織的に対策を立て対応している。 <input checked="" type="checkbox"/> 虐待被害にあった子どもがいる場合には、関係機関と連携しながら対応する体制を整えている。
(評価コメント) 権利擁護の視点から「職員共通理解」には、園児との接し方について細かに記載、具体的に例示して職員が実践できるようにしている。子どもを尊重する保育を旨としてセルフチェックリストを利用、職員が保育を振り返るようにしている。保育では、子どもの話を聞いたり適切な言葉がけをするように研修している。要保護児童については、必要な記録をとり市に定時報告を実施している。		
12	個人情報保護に関する規定を公表し徹底を図っている。	<input type="checkbox"/> 個人情報の保護に関する方針をホームページ、パンフレットに掲載し、また事業所等内に掲示し実行している。 <input checked="" type="checkbox"/> 個人情報の利用目的を明示している。 <input type="checkbox"/> 利用者等の求めに応じて、サービス提供記録を開示することを明示している。 <input checked="" type="checkbox"/> 職員(実習生、ボランティア含む)に研修等により周知徹底している。
(評価コメント) 重要事項説明書には個人情報の取り扱いについて記載し、保護方針や利用目的などを明示している。利用者請求による開示について明確な記載がないので整備を進め、ホームページ掲載文の修正と「しおり」への掲載を求めたい。職員等には個人情報保護について「職員共通理解」で周知徹底を図っている。		
13	利用者満足度の向上を意図した仕組みを整備し、取り組んでいる。	<input checked="" type="checkbox"/> 利用者満足度を把握し改善する仕組みがある。 <input checked="" type="checkbox"/> 把握した問題点の改善策を立て迅速に実行している。 <input checked="" type="checkbox"/> 利用者・家族が要望・苦情が言いやすい雰囲気を作っている。 <input checked="" type="checkbox"/> 利用者等又はその家族との相談の場所及び相談対応日の記録がある。
(評価コメント) 利用者アンケートを実施し満足度を把握、満足度向上に努めている。意見や要望については必要に応じて聴取し、文書をもって回答している。園長等は要望や苦情を受け入れやすい態度を心がけ、相談などについては会議室で丁寧に対応するようにしている。		
14	苦情又は意見を受け付ける仕組みがある。	<input checked="" type="checkbox"/> 保護者に交付する文書に、相談、苦情等対応窓口及び担当者が明記され説明し周知徹底を図っている。 <input checked="" type="checkbox"/> 相談、苦情等対応に関するマニュアル等がある。 <input checked="" type="checkbox"/> 相談、苦情等対応に関する記録があり、問題点の改善を組織的に実行している。 <input checked="" type="checkbox"/> 保護者に対して苦情解決内容を説明し納得を得ている。
(評価コメント) 重要事項説明書と「しおり」には、相談・苦情等の対応窓口について、受付担当・解決責任者と共に第三者委員が明記されていて、入園時に説明している。園内にも掲示し周知を図っている。仕組みは法人の苦情解決に関する規程で定められていて、体制や業務処理などについて細かに記述されている。苦情や意見があった場合については規程に基づいて説明し了解を得ている。		

15	教育及び保育内容について、自己評価を行い課題発見し改善に努め、教育及び保育の質の向上を図っている。	<ul style="list-style-type: none"> ■教育及び保育の質について自己評価を定期的に行う体制を整備し実施している。 □教育及び保育の質向上計画を立て実行し、PDCAサイクルを継続して実施し恒常的な取り組みとして機能している。 ■自己評価や第三者評価の結果を公表し、保護者や地域に対して社会的責任を果たしている。
<p>(評価コメント) 職員は年3回自己評価を行い、自身の課題を見つけて改善できるようにしている。評価結果については園長が個人面談を年1回した際に伝えている。日頃からPDCAサイクルを活用を「職員共通理解」で説明し保育の質を向上させようとしているが質向上計画は特に立てていない。今回の第三者評価を公表し、社会的な責任を果たそうとしている。</p>		
16	提供する教育及び保育の標準的実施方法のマニュアル等を作成し、また日常の改善を踏まえてマニュアルの見直しを行っている。	<ul style="list-style-type: none"> ■業務の基本や手順が明確になっている。 ■分からないときや新人育成など必要に応じてマニュアルを活用している。 ■マニュアル見直しを定期的実施している。 ■マニュアル作成は職員の参画のもとに行われている。
<p>(評価コメント) 職員には「職員共通理解」という総合的な手引書が配付されている。その中には保育業務についての一般的な取り扱い手順が記載されていて活用されている。現場職員の声によって見直しが必要なときには、職員会議その他の小会議で協議して都度見直されるようにしている。</p>		
17	保育所等利用に関する問合せや見学に対応している。	<ul style="list-style-type: none"> ■問合せ及び見学に対応できることについて、パンフレット、ホームページ等に明記している。 ■問合せ又は見学に対応し、利用者のニーズに応じた説明をしている。
<p>(評価コメント) 問合せ先や見学予約について園HPに掲載している。見学は1組ずつ約1時間程度行い、園長が対応する。施設内を見学後、入園の「しおり」をもとに説明を行う。問合せや見学時の質問は、職員数・散歩コース・午睡チェック・連絡帳など多岐にわたるが、園生活が安心して過ごせるようにわかりやすく説明することを心掛けている。</p>		
18	教育及び保育の開始に当たり、教育及び保育方針や内容等を利用者に説明し、同意を得ている。	<ul style="list-style-type: none"> ■教育及び保育の開始にあたり、理念に基づく教育及び保育方針や内容及び基本的ルール等を説明している。 ■説明や資料は保護者に分かりやすいように工夫している。 ■説明内容について、保護者の同意を得るようにしている。 ■教育及び保育の内容に関する説明の際に、保護者の意向を確認し、記録化している。
<p>(評価コメント) 見学时、入園説明会、各クラス懇談会で園長・主任が園の保育方針や内容を説明している。園日よりクラスよりも伝え、保護者から理解を得るように心がけている。入園時と年度初めに重要事項説明書と個人情報の取り扱いについての同意書を保護者に提出してもらい、保管している。入園時の面談で保護者の意向を聞き取り記録している。</p>		
19	保育所等の理念や教育及び保育方針・目標に基づき全体的な計画が適切に編成されている。	<ul style="list-style-type: none"> ■全体的な計画は児童憲章、児童の権利に関する条約、児童福祉法、保育所保育指針などの趣旨をとらえて作成している。 ■全体的な計画は、教育及び保育の理念、方針、目標及び発達過程などが組み込まれて作成されている。 ■子どもの背景にある家庭や地域の実態を考慮して作成されている。 ■施設長の責任の下に全職員が参画し、共通理解に立って、協働体制の下に作成されている。
<p>(評価コメント) 園長が保育指針や教育・保育要領の趣旨を踏まえ、園の実情に合わせた全体的計画を作成している。全体的計画を法人理事会で説明し保育内容の理解を得ている。作成した全体的計画は、主任や職員の意見を参考に年度末に見直す。年度途中で振り返りの時期をもうけ適宜見直しすることもある。</p>		
20	全体的な計画に基づき具体的な指導計画が適切に設定され、実践を振り返り改善に努めている。	<ul style="list-style-type: none"> ■全体的な計画に基づき、子どもの生活や発達を見通した長期的な指導計画と短期的な指導計画が作成されている。 ■乳児、1歳以上3歳未満児、障害児等特別配慮が必要な子どもに対しては、個別計画が作成されている。 ■発達過程を見通して、生活の連続性、季節の変化を考慮し、子どもの実態に即した具体的なねらいや内容が位置づけられている。 ■ねらいを達成するための適切な環境が構成されている。 ■指導計画の実践を振り返り改善に努めている。
<p>(評価コメント) 全体的計画・教育課程を基本に園長が年間指導計画を作成している。全体的計画・教育課程・年間指導計画を基に、担任が月案・週案を作成する。3歳未満児と配慮が必要な児童は個別指導計画を作成し、職員で情報共有し振り返りを行う。各行事ごとに振り返りシートを活用し、次年度の行事に活かすPDCAサイクルができています。保育の質の向上を目指し行事の見直しをしていきたいと園長は考えています。</p>		
21	子どもが主体的に活動できる環境が整備されている。	<ul style="list-style-type: none"> ■子どもが安心感と信頼感をもって活動できるよう、子どもの主体としての思いや願いを受け止めている。 ■子どもの発達段階に即した玩具や遊具などが用意されている。 ■子どもが自由に素材や用具などを自分で取り出して遊べるように工夫されている。 ■好きな遊びができる場所が用意されている。 ■子どもが自由に遊べる時間が確保されている。 ■教育及び保育者は、子どもが主体性を発揮できるような働きかけをしている。
<p>(評価コメント) 午前中の主活動の時間に設定保育と自由遊びの時間を設けている。保育室はコーナーに分け好きな遊びを継続できるような空間を作っている。園長の想いで実現した園庭の芝生や薬山は子どもが大好きな場所になっている。保育室南側テラスは快適に遊べるようにひさしをつけ曇さ対策を施している。夏は園庭や砂場でのどろんこ遊びに子どもは夢中になる。乳児と幼児は園庭が分かれていて安全に遊ぶ。</p>		

22	身近な自然や地域社会と関われるような取組みがなされている。	<ul style="list-style-type: none"> ■子どもが自然物や動植物に接する機会を作り、教育及び保育に活用している。 ■散歩や行事などで地域の人達に接する機会をつくっている。 ■地域の公共機関を利用するなど、社会体験が得られる機会をつくっている。 ■季節や時期、子どもの興味を考慮して、生活に変化や潤いを与える工夫を日常教育及び保育の中に取り入れている。
<p>(評価コメント) 園周辺は畑が多く、園内にカブト虫、園の畑にはモンシロチョウが飛んでくる。保護者からは芝生園庭、畑で自然と触れ合えることを評価する声が多い。散歩では近くで飼育されているヤギに餌をあげることもある。5歳児は園バスで白井市プラネタリウム見学や消防署見学にも出かける。自然遊びを大切にする園として千葉県自然環境保育認証制度に認証されたことは、当園の保育を認めてもらえたことと園長は語る。</p>		
23	遊びや生活を通して人間関係が育つよう配慮している。	<ul style="list-style-type: none"> ■子ども同士の関係をより良くするような適切な言葉かけをしている。 ■けんかやトラブルが発生した場合、危険のないように注意しながら、子供達同士で解決するように援助している。 ■順番を守るなど、社会的ルールを身につけていくように配慮している。 ■子どもが役割を果せるような取組みが行われている。 ■子どもが自発性を発揮し、友だちと協同して活動できるよう援助している。 ■異年齢の子どもの交流が行われている。
<p>(評価コメント) 保育士は「職員共通理解」の基準に照らし合わせ否定的な言葉かけをしないようお互いに意識している。子ども同士のトラブルは見守り、タイミングをみて子ども自身が考えられるような言葉をかける。3歳から毎日の当番活動を設け、拭き掃除などを分担している。5歳児は各クラスの手伝いをする機会がある。5歳児と2歳児と一緒に散歩に出かけることもある。朝夕の合同保育時間は異年齢で過ごす。</p>		
24	特別な配慮を必要とする子どもの教育及び保育	<ul style="list-style-type: none"> ■子ども同士の関わりに対して配慮している。 ■個別の指導計画に基づき、きめ細かい配慮と対応を行い記録している。 ■個別の指導計画に基づき、保育所等全体で、定期的に話し合う機会を設けている。 ■障害児教育及び保育に携わる者は、障害児教育及び保育に関する研修を受けている。 ■必要に応じて、医療機関や専門機関から相談や助言を受けている。 ■保護者に適切な情報を伝えるための取組みを行っている。
<p>(評価コメント) 特別な配慮が必要な子どもは個別支援計画を作成し記録している。職員会議や朝礼で情報共有し支援を行う。職員は白井市主催の研修を受講している。受講後は園内研修を行い職員の学びとなっている。必要に応じて白井市相談窓口や発達センターに相談することもある。保護者と情報共有するとともに、専門機関を紹介するなど適切な支援につなげるように努力している。</p>		
25	在園時間の異なる子どもに対して配慮がなされている。	<ul style="list-style-type: none"> ■引き継ぎは書面で行われ、必要に応じて保護者に説明されている。 ■担当職員の研修が行われている。 ■子どもが安心・安定して過ごせる適切な環境が整備されている。 ■年齢の異なる子どもと一緒に過ごすことに配慮している。
<p>(評価コメント) 引き継ぎ内容は朝礼記録に記載し、保護者にはアプリや引き継ぎ書で説明をしている。伝え忘れた場合は電話で説明することもある。翌日に担任が再度説明を行うこともある。遅番職員に園内研修を行い、安心して保育できるよう配慮している。合同保育時は、年齢に応じて遊ぶ場所を指定し安全に過ごせる環境を作っている。</p>		
26	家庭及び関係機関との連携が十分図られている。	<ul style="list-style-type: none"> ■一人ひとりの保護者と日常的な情報交換に加え、子どもの発達や育児などについて、個別面談、教育及び保育参観、参加、懇談会などの機会を定期的に設け、記録されている。 ■保護者からの相談に応じる体制を整え、相談内容が必要に応じて記録され上司に報告されている。 ■就学に向けて、保育所等の子どもと小学校の児童や職員同士の交流、情報共有や相互理解など小学校との積極的な連携を図るとともに、子どもの育ちを支えるため、保護者の了解のもと、認定こども園園児指導要録及び保育所児童保育要録などが保育所等から小学校へ送付している。
<p>(評価コメント) 朝夕の送迎時に保護者と会話をすることを心掛け、家庭での様子を聞くように努めている。個人面談は全園児に実施し、希望制の保育参観もほとんどの保護者が参加している。相談内容に合わせて別室での対応を行う。園長に気軽に話しかける保護者は多い。5歳児は2月に小学校を訪問し、入学への期待につながる機会を設けている。就学先に指導要録を送付する。保育士は5月に新一年生参観に出かける。</p>		
27	子どもの健康状態、発育、発達状態が適切に把握し、健康増進に努めている。	<ul style="list-style-type: none"> ■子どもの健康に関する保健計画を作成し、心身の健康状態や疾病等について把握・記録され、嘱託医等により定期的に健康診断を行っている。 ■保護者からの情報とともに、登所時及び教育・保育中を通じて子どもの健康状態を観察し、記録している。 ■職員に乳幼児突然死症候群(SIDS)に関する知識を周知し必要な取り組みを行い、保護者に対して必要な情報を提供している。 ■子どもの心身の状態を観察し、不適切な養育の兆候や、虐待が疑われる場合には、所長に報告し継続観察を行い記録している。
<p>(評価コメント) 園長が保健計画を作成している。毎月1回の身体測定、年2回の嘱託医の内科健診、6月に歯科健診を実施している。市の健康課の歯磨き指導を受けている。SIDSチェックは0歳児は5分間隔でセンサーと目視、2歳以下は10分、3歳以上は15分に1回目視でチェックを行い記録している。不適切な養育の兆候や虐待が疑われる場合は、マニュアルに従い、園長に報告し、関係機関に連絡をする。</p>		

28	感染症、疾病等の対応は適切に行われている。	<ul style="list-style-type: none"> ■教育及び保育中に体調不良や傷害が発生した場合には、その子どもの状態等に 応じて、保護者に連絡するとともに、適宜、嘱託医や子どものかかりつけ医等と 相談し、適切な処置を行っている。 ■感染症やその他の疾病の発生予防に努め、その発生や疑いがある場合には、必 要に応じて嘱託医、市町村、保健所等に連絡し、その指示に従うとともに、保護 者や全職員に連絡し、協力を求めている。 ■子どもの感染・疾病等の事態に備え、医務室等の環境を整え、救急用の薬品、 材料等を常備し、適切な管理の下に全職員が対応できるようにしている。
<p>(評価コメント) 入園の「しおり」に、体調不良や感染症の対応について記載している。保育中の体調不良や怪我等は発生時に電話で保護者に伝える。医療機関を受診する場合は保護者の了承を得るようにしている。園内で感染症発症の場合は、アプリや園内のボードで周知する。必要に応じて関係機関に連絡し対応を協議する。救急医薬品は薬剤師が管理している。担任は正しい手洗い習慣が身に着くように指導している。</p>		
29	食育の推進に努めている。	<ul style="list-style-type: none"> ■食育の計画を作成し、教育及び保育の計画に位置付けるとともに、その評価及び改善に努めている。 ■子どもが自らの感覚や体験を通して、自然の恵みとしての食材や調理する人への感謝の気持ちが育つように、子どもと調理員との関わりなどに配慮している。 ■体調不良、食物アレルギー、障害のある子どもなど、一人一人の子どもの心身の状態等に応じ、嘱託医、かかりつけ医等の指示や協力の下に適切に対応している。 ■食物アレルギー児に対して誤食防止や障害のある子どもの誤飲防止など細かい注意が行われている。 ■残さず食べることや、偏食を直そうと強制したりしないで、落ち着いて食事を 楽しめるように工夫している。
<p>(評価コメント) 栄養士が食育計画と献立を作成する。無理強いせず残してもいいのが園の方針。食育では5歳児が近くの商店で買った野菜と園の畑で育てたジャガイモでカレー作りに挑戦する。園の畑ではじゃがいも、サツマイモ、とうもろこし、ミニトマト、大根など季節の野菜を育て収穫する。アレルギー対応は、調理室・事務室・担任が口頭と書面でチェックを行い、専用プレートと食器で提供し誤飲食防止に努めている。</p>		
30	環境及び衛生管理は適切に行われている。	<ul style="list-style-type: none"> ■施設の温度、湿度、換気、採光、音などの環境を常に適切な状態に保持するとともに、施設内外の設備及び用具等の衛生管理に努めている。 ■子ども及び職員が、手洗い等により清潔を保つようにするとともに、施設内外の保健的環境の維持及び向上に努めている。 ■室内外の整理、整頓がされ、子どもが快適に過ごせる環境が整っている。
<p>(評価コメント) 保育室は換気システムを採用し、オゾン発生器(除菌)を設置している。室温や湿度にも気を配っている。用務員が毎日園内共有箇所と玩具の清掃を行い、トイレは1日2回清掃している。職員と子どもと一緒に机や椅子、窓ガラスの雑巾がけをすることもある。職員は「共通理解」の清掃のマナーを基本に保育室の整理整頓清掃を行う。</p>		
31	事故発生時及び事故防止対策は適切に行われている。	<ul style="list-style-type: none"> ■事故発生時の対応マニュアルを整備し職員に徹底している。 ■事故発生原因を分析し事故防止対策を実施している。 ■設備や遊具等保育所等内外の安全点検に努め、安全対策のために職員の共通理解や体制づくりを図っている。 ■危険箇所の点検を実施するとともに、外部からの不審者等の対策が図られている。
<p>(評価コメント) 事故発生防止のための指針を作成している。ヒヤリハットは朝礼で共有し、職員会議で検討、事故防止策につなげている。室内は子どもの目線・動線を考慮し、机などの角には緩衝材をつけている。園庭と遊具は、園長と用務員が毎朝点検を実施している。不審者対策は敷地内4か所に防犯カメラを設置し、警備会社に委託している。年1回印西警察署の協力で園児・職員合同不審者対応講習を実施する。</p>		
32	地震・津波・火災等非常災害発生時の対策は適切に行われている。	<ul style="list-style-type: none"> ■地震・津波・火災等非常災害発生に備えて、役割分担や対応等マニュアルを整備し周知している。 ■定期的に避難訓練を実施している。 ■避難訓練は消防署や近隣住民、家庭との連携のもとに実施している。 ■立地条件から災害の影響を把握し、建物・設備類の必要な対策を講じている。 ■利用者及び職員の安否確認方法が決められ、全職員に周知されている。
<p>(評価コメント) 白井市ハザードマップでは園周辺は水害地域には指定されていない事もあり、園では地震・火災・竜巻を想定し、毎月避難訓練を実施し、避難訓練実施記録に記入し綴っている。BCP計画を作成している。年1回消防署と合同訓練を実施している。園庭防災倉庫と園舎内に3日分の備蓄品を備え、井戸水が使用できる。</p>		
33	地域ニーズを把握し、地域における子育て支援をしている。	<ul style="list-style-type: none"> ■地域の子育てニーズを把握している。 ■子育て家庭への保育所等機能を開放(施設及び設備の開放、体験保育等)し交流の場を提供し促進している。 ■子育て等に関する相談・助言や援助を実施している。 ■地域の子育て支援に関する情報を提供している。 ■子どもと地域の人々との交流を広げるための働きかけを行っている。
<p>(評価コメント) 1日9組を限度とし、就学前までの親子が交流できる子育て支援拠点「ひまわりルーム」を併設している。利用者アンケートやルームにくる親子の要望を反映した活動内容は、子育て世代に寄り添う支援を目指している。ルームは子育て相談の場になっている。園主催の夕涼み会は卒園児や近隣の方も参加している。コロナ前は近隣の高齢者施設と園児との交流会を行っていた。今後再開したいと園長は考えている。</p>		